

総務財政委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和6年(2024年)3月19日

宇部市議会議長 山下節子様

総務財政委員長 城美 暁

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第20号	宇部市公文書等管理条例制定の件	原案可決	公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存及び利用等を図るため、公文書等の管理に関する基本的事項を定める条例を制定するものであり、妥当なものと認めた。
議案第21号	宇部市情報公開条例中一部改正の件	原案可決	広く市の保有する情報を公開するため公文書の公開の請求者に関する規定を改正するとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第22号	宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	原案可決	地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定の追加その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第23号	宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件	原案可決	地方自治法の一部改正の趣旨を踏まえ、臨時的任用職員の勤勉手当の支給に関する規定について所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第24号	昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件	原案可決	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、今後、条例を適用することがないため、条例を廃止するものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議第 2 5 案号	宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件	原案可決	地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 2 6 案号	宇部市手数料徴収条例中一部改正の件	原案可決	戸籍法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、手数料の新設その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 4 1 案号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	原案可決	山口県市町総合事務組合に萩・長門清掃一部事務組合を加入させることで、同組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更を行うことについて、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第 4 8 案号	宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件	原案可決	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 5 3 案号	宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件	原案可決	地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震による災害に係る雑損控除額等の特例を定めるものであり、妥当なものと認めた。